

事務連絡
令和4年10月3日

各都道府県スポーツ施設主管課

御中

各指定都市スポーツ施設主管課

スポーツ庁参事官（地域振興担当）

田中 一明

消費者事故等の通知について

社会体育施設において消費者事故等が発生した場合には、「消費者事故等の通知について（依頼）」（平成29年6月2日付 消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・文部科学省大臣官房総務課 事務連絡）に基づき、スポーツ庁への情報通知に協力いただいているところです。しかしながら、本来消費者事故等として速やかにスポーツ庁へ通知すべきところ、相当の時間が経過した後に初めて通知が行われた事案が複数発生しております。

外壁落下や体育館床板の剥離による負傷事故などの消費者事故等が発生した場合は、スポーツ庁への情報通知を速やかに行うよう改めて御協力をお願いするとともに、スポーツ庁へ通知すべき消費者事故の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので業務の参考としてください。

なお、都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の市区町村スポーツ施設主管課（指定都市を除く）に対して本件を周知されるようお願いいたします。

【参考資料】

「消費者事故等の通知について（依頼）」（平成29年6月2日付 消費者庁消費者安全課・消費者庁消費者政策課・文部科学省大臣官房総務課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1386988.htm

【本件問合せ先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係

電話：03-5253-4111（内線3773）、E-mail：stiiki@mext.go.jp

スポーツ庁へ通知すべき消費者事故等の考え方

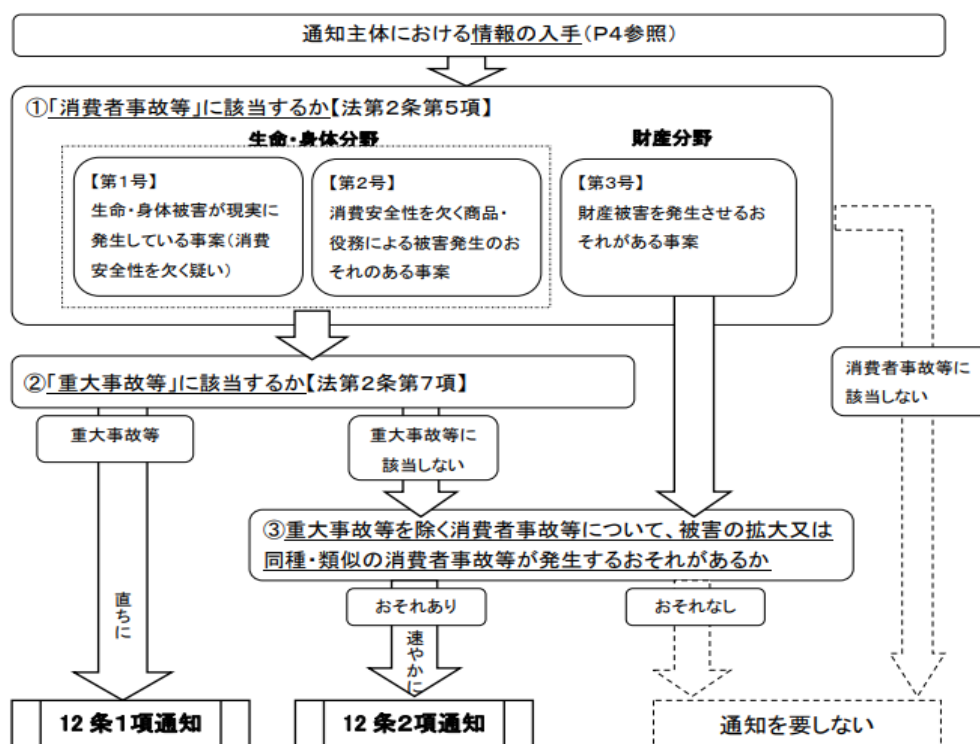
消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するものだけでなく、被害の拡大又は同類・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについてもスポーツ庁への情報通知の必要があります。

スポーツ庁への通知に関するフロー図と通知すべき事案の考え方について、「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容からポイントをまとめましたので、業務の参考としてください。

なお、詳細については、マニュアルを確認してください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/consumer_safety_cms201_210105_02.pdf

●通知に関するフロー図



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、消費生活に係るものについて、

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②消費者事故等に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③重大事故等以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるかについて判断

⇒②に該当する場合は、法第12条第1項の規定に基づいて直ちに通知（以下「12条1項通知」という。）を行い、③に該当する場合は、法第12条第2項の規定に基づいて速や

かに通知（以下「12条2項通知」という。）を行う必要がある

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

- 要件1: 事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することによって生じた事故
- 要件2: 政令(※)で定める程度の被害が発生したもの
- 要件3: その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか